

長野市農業振興事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1 この要綱は、農業振興（第2第1項第11号に規定する野生鳥獣被害防除対策事業にあっては、水産業振興を含む。）を図るため、市長が適当と認める団体及び農業者が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業、経費、補助率等）

第2 補助金の対象となる事業の概要、経費、補助率等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、第13号に規定する野生鳥獣被害防除対策事業のうち、駆除・個体数調整事業を除き、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 生産調整対策事業 別表第1のとおり
- (2) 農業機械化補助金事業 別表第2のとおり
- (3) スマート農業用機械等導入支援事業 別表第3のとおり
- (4) 農業者育成事業 別表第4のとおり
- (5) 農福連携支援事業 別表第5のとおり
- (6) 主要作物振興事業 別表第6のとおり
- (7) 果樹振興事業 別表第7のとおり
- (8) そ菜特産振興事業 別表第8のとおり
- (9) 畜産振興事業 別表第9のとおり
- (10) 環境にやさしい農業推進事業 別表第10のとおり
- (11) 農産物直売所支援事業 別表第11のとおり
- (12) 農産物加工施設等支援事業 別表第12のとおり
- (13) 野生鳥獣被害防除対策事業 別表第13のとおり
- (14) 被災地区荒廃農地利活用補助金事業 別表第14のとおり

2 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者に限るものとする。

（補助金の申請等）

第3 規則第3条に規定する申請書は、長野市農業振興事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、市長が別に定める。

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（補助事業の内容の変更等）

第4 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（変更後の事業費の額が、変更前の事業費の額の30%以内の減額である場合を除く。） 長野市農業振興事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市農業振興事業中止（廃

止) 承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第5 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市農業振興事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、市長が別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第6 規則第12条第2項に規定する請求書(概算払を含む。)は、長野市農業振興事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(財産処分の制限等)

第7 補助金の交付を受けた事業により取得した財産を処分しようとするときは、市長が別に定める財産処分承認申請書を市長に提出しその承認をうけること。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成16年長野市告示第385号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則(平成17年長野市告示第596号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則(平成18年長野市告示第277号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年長野市告示第212号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年長野市告示第173号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年長野市告示第365号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年長野市告示第444号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成24年長野市告示第165号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年長野市告示第264号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年長野市告示第173号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年長野市告示第439号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年長野市告示第467号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年長野市告示第 284号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年長野市告示第 157号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長野市告示第 177号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年長野市告示第 100号）

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

附 則（令和元年長野市告示第 180号）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第7の13の規定により提出があった実績報告書に対する補助金の交付は、出納整理に必要な限度において、令和2年5月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和2年長野市告示第 451号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年長野市告示第 252号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第3のスマート農業用機械等導入支援事業は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

3 この要綱による改正後の長野市農業振興事業補助金交付要綱別表第14の被災地区荒廃農地利活用補助金事業は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

別表第5（第2条関係）
農福連携支援事業

事業の概要	補助要件	対象経費	補助率等
<p>ノウフク J A S 認証（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第 175号）第10条に規定する格付けの表示をするためにあらかじめ登録認証機関から受ける認証のうち、障害者が生産工程に携わった食品の規格に係るものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の新規取得の登録（同法第14条に規定する登録認証機関の登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る支援事業</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす事業</p> <p>(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 市内に住所を有する農業者又は農業者で組織された団体（市内に住所を有する農業者で組織されたもので、代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。次項において「農業者団体」という。）が、市内の農地で生産する農産物を対象に実施する事業であること。</p> <p>イ 市内に製造施設を有する加工食品製造者が、市内の農地で生産される農産物を対象に実施する事業であること。</p> <p>(2) ノウフク J A S 認証の新規取得の登録を受けるための事業であって、その登録を受けたものであること。</p>	<p>ノウフク J A S 認証の新規取得の登録に要した審査費用</p>	<p>2分の1以内とし、5万円を限度とする。</p>
<p>ノウフク J A S 認証の技術的基準に関する適合の調査（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第46条</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす事業</p> <p>(1) 市内に住所を有する農業者又は農業者団体若しくは加工食品製造</p>	<p>ノウフク J A S 認証の技術的基準に関する適合の調査（新規取得後2回目まで</p>	<p>3分の1以内とし、1回につき3万円を限度とする。</p>

<p>第1項第1号ニ(9)に規定する登録認証機関が定期的に実施する調査をいう。以下この項において同じ。)に係る支援事業</p>	<p>者が、実施する事業であること。 (2) ノウフクJAS認証の新規取得の登録に当たり、前項に規定する補助金の交付を受けたものであること。 (3) ノウフクJAS認証の技術的基準に関する適合の調査を受けるものであって、その調査により技術的基準に適合している旨の確認を受けたものであること。</p>	<p>の定期的な調査に限る。)に要した審査費用</p>	
---	---	-----------------------------	--